

岩手県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院又は診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和2年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
誠信堂医院	一関市花泉町涌津字道下13番地	令和2年7月14日
笹川医院	花巻市花城町3番27号	令和2年7月31日
八幡平市国民健康保険西根病院	八幡平市田頭第22地割79番地1	”